

## デジタルツインによる行政サービスの検討委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

### 1 企画提案書について

本企画提案書は、デジタルツインによる行政サービスの検討委託業務公募型プロポーザルへの参加要件を満たすことが確認されたもの（以下、「参加者」という。）が企画提案を行うためのものである。

### 2 提出書類

#### (1) 企画提案書

PDF形式で提出すること。必要に応じて映像資料やデモ版ビューア等を使用してもかまわない。

#### (2) 業務見積額

様式技-1(PDF形式)で提出すること。

### 3 企画提案書の構成について

表紙、目次、本編で構成すること。

#### (1) 表紙

題名に「デジタルツインによる行政サービスの検討委託業務企画提案書」と記述すること。

#### (2) 目次

参照先のページ番号を記載すること。

#### (3) 業務の全体計画

ア 業務の実施方針

イ 業務の実施体制(人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。)

ウ 実施スケジュール

#### (4) 業務内容に関する企画提案

以下の項目について確認できるよう、具体的に示すこと。

ア デジタル空間に再現する範囲A(MMS測量範囲)及び範囲B(LP測量範囲)における建物、地形等の作成手順

イ デジタル空間に再現する範囲A(MMS測量範囲)及び範囲B(LP測量範囲)における建物、地形等の詳細度

参加者全員に以下の3次元点群データ等を貸与するので、提案内容が分かるイメージ画像又は動画を作成すること。

(ア) 仕様書第9条(貸与品及び閲覧資料)の別添2における範囲Aの一部

(イ) 仕様書第9条(貸与品及び閲覧資料)の別添2における範囲Bの一部

ウ 対応可能な端末及びOSの種類

エ 一般的なインターネット回線を用いた対応可能端末での操作性、認知性、快適性

オ 使用するビューア等の特徴

カ 貸与データ以外に使用するデータ

キ 運用費用について

デジタルツインによる行政サービスの検討委託業務仕様書第21条において「保守に係る費用以外は、原則として費用（使用料等）が発生しないこと。」としているが、やむを得ず運用費用が発生する場合は、その内容及び費用について記載すること。この場合、デジタルツインによる行政サービスの検討委託業務公募型プロポーザル審査要領に基づき、総合的に審査することとする。

ク その他(特筆すべき事項、事業の目的を達する性能要件以外の提案など)

#### 4 貸与資料

企画提案書を作成するにあたり、「3(4)イ デジタル空間に再現する範囲A(MMS測量範囲)及び範囲B(LP測量範囲)における建物、地形等の詳細度」の提案を行うために必要な、範囲A及び範囲Bの一部のデータを貸与する。

貸与資料については、本プロポーザルの企画提案以外に使用してはならない。また、貸与資料は、使用後は7 提出先に返却すること。

#### 5 提出方法

提出書類一式をDVD-Rに格納し、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）すること。なお、提出部数は1部とする。

#### 6 提出期限

令和5年7月4日（火）17時必着

#### 7 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部技術管理課（担当 池田、高村）

電話 088(823)9826

E-mail 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 8 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 映像資料を使用する場合は、120秒以内で作成すること。
- (3) A4縦横書き、本編5ページ以内、10ポイントで作成すること。

#### 9 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの